

商品投資販売業者の業務に関する省令（平成四年

大蔵

省令第一号）

通商産業省

改正案	現行
<p>（営業のために締結する商品投資契約等の適用除外） 第八条（略） 2（略） 一、四（略） 五 保険会社、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等、信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会 六、七（略） 八 証券投資信託委託業者 九、十四（略）</p>	<p>（営業のために締結する商品投資契約等の適用除外） 第八条（略） 2（略） 一、四（略） 五 保険会社、外国保険事業者、信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会 六、七（略） 八 証券投資信託の委託会社 九、十四（略）</p>